

ふくおかのふくし

5月号
2011.127号

特集 東日本大震災 被災地復興支援 ～一人ひとりに寄り添う支援を～

活動受付をする全国からのボランティア
(福島県いわき市災害救援ボランティアセンター)

●特集 東日本大震災 一人ひとりに寄り添う支援を

- ・被災地の現状から見る ボランティアセンターの役割
- ・災害時における社協の役割を学ぶ研修会開催

●平成23年度福岡県社会福祉協議会事業計画

●「よりよい福祉サービスの提供をめざして」

県社協が実施する研修事業紹介

●高齢者サークル紹介

「仲よし音頭で元気よく ～民謡宮田教室・中教室～」



特集

東日本大震災 被災地復興支援 一人ひとりに寄り添う支援を

未曾有の大震災となった東日本震災から2カ月が経過しました。頻繁に発生する余震や、収束の兆しが見えない福島県第一原子力発電所の事故の影響など、今なお被災地の方々は不安な生活を余儀なくされています。

そうした中、被災地では、全国から派遣される社協職員、ボランティア、職域を超えた支援団体などによる、一日も早い被災地復興に向けた活動が進められています。

本誌特集では福島県における被災の現状と本会が取り組む支援を伝えるとともに、今後求められる支援について考えていきます。

被災地の現状から見る

ボランティアセンターの役割

被災地の現状 いわき市災害救援ボランティアセンター

災害ボランティアセンターでは、被災者からのニーズを把握し、円滑なボランティア活動のため、ニーズに即した支援とボランティアをマッチングすることが重要です。

現在、九州ブロックでは、いわき市の災害ボランティアセンターにボランティアコーディネーターとして職員を派遣しています。去る4月29日（金）から5月8日（日）の大型連休中には、平常時の倍近く（10日間の延べ活動者数 6,088名）のボランティアの参加がありました。

が、地元社協に加え、福島県社協、県内市町村社協、九州ブロック、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議等からの応援派遣メンバーが協働して対応に当たり、大きな混乱もなく、復旧作業に取り組むことができました。

また、福島県社協が5月3日（火）から8日（日）まで運行したボランティアバスは、参加者募集開始後すぐに県内外から応募があり、全日程で定員に達しました。側溝に詰まった泥・砂のかき出しやがれきの撤去などの活動を行い、多くの被災者が喜ばれました。

福島県地図



福島県は、海側を浜通り、福島市周辺の内陸を中通り地区、西側を会津地方と呼んでいます。

ボランティアの支援が入ったいわき市の沿岸部の世帯の方は「津波によって自宅に押し寄せた砂を自分たちだけでかき出しましたが、若い人たち（ボランティア）の力を借りて大変助かりました。」と話していました。被災地ではボランティアの存在が大きな支えとなっています。

現在、いわき市災害救援ボランティアセンターでは、市社協の職員5名、7名、九州ブロック応援社協職員8名、10名、地元のボランティア等で運営をしています。多いときには、一日で600人を超えるボランティア活動をコーディネートする



役割を果たしています。

今回の甚大な被災状況から被災地復興には、被災者に寄り添った長期的な支援が必要と考えられます。このような状況の中、いわき市社協では、長期にわたって活動でき、被災地域に詳しいボランティアにセンター運営に関わってもらったり、ボランティアコーディネーターとして、5名の職員を雇用したり、ボランティアによる支援をより一層円滑に地元の力でやるよう取り組みが始まっています。

被災地復興の中、被災者が安心して生活できる環境づくりのため、社協が担うべき役割は、ボランティアセンターとしての役割と同時に、今後ますます多様化が予想されます。

今後の「社協」の役割とは

被災地では、避難所で生活している被災者支援に加え、今後は仮設住宅で生活する被災者への支援も重要と考えられます。

特に、福島県は、原発事故によ



いわき市災害ボランティアセンター
センター運営、スタッフの役割など、入念なミーティングを連日行っています。

り自治体全体が避難している地域の住民が避難所から仮設住宅等に移行することが予想され、「昔ながらの地域コミュニティの確保」、「ひとり暮らしの高齢者・障害者に対する支援」、「新たに避難所で生まれたコミュニティを仮設住宅でどう活かすか」など、被災者の安心した生活確保のための課題が山積しており、**仮設住宅の生活環境やコミュニティの**コーディネート及びその人材確保が必要と考えられます。このような中であって、社協は、新たな課題解決

の中核を担うことが期待されます。
現在、九州ブロックが支援にあたる福島県社協において、5月23日に、「仮設住宅における社協活動に関する県内社協の学習会」が開催されました。

学習会では、「仮設住宅における社会福祉協議会活動ガイドライン(案)」が示され、今後の社協としての役割が話し合われました。また、平成19年に新潟県中越沖地震を経験した柏崎市社会福祉協議会を講師に迎え、「仮設住宅入居者の実際と課題〜中越沖地震の経験から〜」と題して、経験を基に、被災地での地域コミュニティづくり、生活支援相談員の業務について講演がありました。今後は、仮設住宅で暮らす被災者支援に向けた取り組みが期待されます。

本会では、被災者が、安心して暮らし続けられるコミュニティづくりについて考え、被災者一人ひとりに寄り添った支援に向けて引き続き、協力してまいります。

災害時における社協の役割を学ぶ研修会開催

被災地での経験を活かして

災害に備えて

福岡県社協の取り組み

本会では、今回の震災に伴う職員派遣の経験から、福岡県で毎年のように発生し大きな被害をもたらす豪雨災害や、いつ起きるとも知れない大震災に備え、市町村社協による迅速な災害ボランティアセンターの設置が不可欠であることを改めて認識するとともに、設置経験の無い社協における事前研修の重要性を強く感じました。

そこで、去る4月27日に被災地で実際に活動から見えてきた社協の役割や、災害ボランティアセンターの基本的理解と設置運営方法などを学び、センター運営の中核となるコーディネーターとしての実践力を習得することを目的に「災害時における社協の役割を学ぶ研修会」を開催しました。

当日は県内45市町村社協と福岡

県NPO・ボランティアセンターから72名の参加があり、研修会では、福島県での災害ボランティアセンターの活動報告や災害ボランティアセンターの立ち上げや運営を想定したグループワーク等を行うとともに、昼食では非常食を試食しました。

本会では、今後も県内での災害発生に備えて、継続的に災害ボランティアセンター設置運営の実践的な研修などを行います。

問い合わせ

福岡県社会福祉協議会

地域福祉部 地域課

TEL (092) 584-3377



非常食の試食



グループワークの様子



被災地復興応援募金 ご協力ありがとうございます

福岡県、福岡県共同募金会・各支会、福岡県社会福祉協議会、各市区町村社会福祉協議会では、被災地域の日も早い復興を願い、協働して募金活動に取り組んでいます。

去る4月8日には、**社会福祉法人 学正会（理事長 金納 学）**様が県共同募金会事務局に来局され、浄財を寄付されました。

その他にも募金開始から、株式会社や社団法人、学校法人などさまざまな企業・団体から温かい善意の応援募金が届けられ、福岡県民が一丸となって被災地復興を応援する熱い気持ちを感じています。

今後も積極的な募金活動に取り組んでいただきますようお願いします。

福岡県、福岡県共募・各支会、福岡県社協、各市区町村社協による被災地復興応援募金

3月14日（月）～5月19日（木）累計額

744,819,482円

（内訳 県共募：489,770,661円、福岡県：255,048,821円）

東日本大震災による被災世帯の皆様へ

生活福祉資金貸付（福祉資金（緊急小口資金））・東日本大震災被災者緊急就職相談窓口のご案内

生活福祉資金貸付（福祉資金（緊急小口資金））のご案内

○ 貸付対象者

災害救助法の適用となった地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県、栃木県、茨城県、東京都、千葉県、長野県）から福岡県内に避難されてきた被災者で1ヶ月以上居住する方

○ 貸付金額

原則 10 万円以内

世帯員の中に死亡された方や要介護者がいるとき、世帯員が4人以上いるとき、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に県社協会長が認めるときは 20 万円以内

○ 貸付方法

据置期間 貸付の日から1年以内 償還期限 据置期間経過後2年以内

○ 持参いただくもの

印鑑（ない場合は拇印でも可）

健康保険証、運転免許証、公営住宅等の入居申込書（写）、罹災証明書、

キャッシュカードやクレジットカード等

親戚・知人宅に避難されている場合は、親戚・知人の健康保険証、運転免許証等。

■ 問合せ先

福岡県社会福祉協議会 生活福祉資金課 TEL 0 9 2 - 5 8 4 - 3 3 7 7

■ 問合せ先・申込先

避難先の最寄りの市区町村社会福祉協議会

東日本大震災被災者緊急就職相談窓口のご案内

去る、4月7日に福岡県は福祉労働部労働政策課内に「被災者緊急就職相談窓口」を設置したことを受け、本会も被災者の方を対象とした就職相談窓口を開設しています。

福岡県社協では被災された方が一日も早く安定した生活が得られるよう、支援してまいります。

○ 相談内容

雇用保険制度の紹介、ハローワークへの誘導、年代別就職支援センター、障害者向けの就職支援窓口紹介、緊急雇用創出基金事業の紹介等

○ 対 象 者

東日本大震災の被災者

○ 受付時間

8時30分～17時45分（土曜日・日曜日・祝日も受付けます）

■ 問合せ先

福岡県社会福祉協議会 人材情報課（福祉人材・センター）

TEL 0 9 2 - 5 8 4 - 3 3 1 0

平成23年度 福岡県社協事業計画

本年度の方針

近年、高齢者の所在不明問題や孤立死の増加、後を絶たない児童虐待など、家族間や住民同士の関係の希薄化を要因とするさまざまな社会問題が発生し、「無縁社会」と言われる社会状況が広がっている中、官民一体となった見守り体制や住民相互の「絆」「つながり」を再構築することが強く求められている。

また、長引く経済不況により、失業された方々の生活の安定と雇用の確保は依然として深刻な社会問題となっている。一方で、雇用・失業対策と同時に、福祉・介護分野の慢性的な人材不足の解消は急務の課題である。

こうした中、本会では、福岡県の緊急雇用対策である「福祉・介護人材育成就業促進事業」をはじめ様々な事業委託を受け、社会福祉施設関係者と連携し、積極的な事業実施に努め、一定の成果を上げることができた。社会福祉施設の社会的役割・責任が重視される中、社会福祉サービスの重要性はますます高まっており、サービスを支える人材確保のために、本年度も引き続き緊急雇用対策を重点事業に位置付け、福祉・介護分野への就業促進及び資格取得の促進を図ると同時に、社会福祉施設の福祉サービスの資質向上のため、福祉従事者を対象とした各

種人材養成研修及び社会福祉施設の経営支援の充実に努める。

さらに、離職者・生活困難者の生活を支えるセーフティネットとしての生活福祉資金貸付もますます重要となっており、支援を必要とする方々への効果的な支援が実施できるよう、本年度も市区町村社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体と連携を図り、適正な運用に努める。

また、地域で取り組む高齢者の生きがい・元気づくり事業に加え、市区町村社会福祉協議会や関係機関、地域住民の協働による、無縁社会から脱却した共助社会の実現に向けて、地域福祉推進に積極的に取り組む。

近年の度重なる自然災害に備え、県内の社会福祉施設利用者の生命を守るため、各社会福祉施設種別協議会と連携し、地域で起こりうる災害を想定した実践的な訓練を行い、今後も地域と社会福祉施設等機関・団体とが連携した防災力向上に積極的に取り組む。

本会では、これまでの経験と実績を踏まえ、県民生活の安定確保のため、市区町村社会福祉協議会や社会福祉施設等関係機関・団体と協働し、福祉サービスの資質向上を図りながら柔軟かつ先駆的な取り組みを進め、県政と一体となった事業推進に努める。

重点的に取り組む事項

1 社会福祉法人・施設の支援に関する取り組み

(1) 社会福祉法人・施設の経営支援

介護保険制度や障がい者総合福祉法（仮称）、子ども・子育て新システムなど、法人・施設の経営に関する情報収集・提供に努めるとともに研修会を実施し、各社会福祉施設を支援する。

(2) 社会福祉法人・施設の防災支援

各社会福祉施設種別協議会と連携して、防災に向けた取り組みを支援する。

2 福祉人材の確保とサービスの質の向上のための取り組み

(1) 福祉人材確保のための事業の充実

慢性的な人材不足を解消し、質の高い福祉人材を確保することを目的として、無料職業紹介事業、福利厚生事業、広報啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 社会福祉従事者に対する研修の充実

福祉サービスの質の向上に資するため、県委託研修事業をはじめとする福祉従事者を対象とした各種人材養成研修及び社会福祉施設の経営支援の充実に努める。

3 緊急雇用対策関連事業への取り組み

(1) 福祉・介護分野への就業促進及び資格取得の促進

無資格の離職者に働きながらホームヘルパー2級資格取得の機会を提供し、常用雇用をめざす「福祉・介護人材育成就業促進事業」や、福祉専門職を志す学生に資格取得のための修学資金を貸与する「介護福祉士等修学資金貸付事業」、



社会福祉施設防災訓練の実施

キャリア支援専門員が介護職の説明等を行い福祉・介護職への就労に結びつける「福祉・介護人材マッチング支援事業」等確実な実施に努める。

4 生活福祉資金貸付制度の適正な運営

(1) 資金貸付の適正化

貸付申請内容の調査を徹底し、厳しい雇用経済情勢に対応するため、セーフティネットの施策として改正された生活福祉資金貸付制度の適正な運営に努める。

(2) 債権管理の強化

滞納世帯に対する電話督促、市町村社会福祉協議会への呼び出し及び自宅訪問等による償還指導を実施するとともに、悪質な滞納者に対しては法的手続（支払督促）を行い、債権管理を強化する。

(3) 臨時特例つなぎ資金の迅速な貸付

住居喪失者に対し、各関係機関と連携しながら迅速な資金貸付を行う。

5 共助社会を実現するための地域福祉の推進

(1) 地域福祉活動の充実

地域住民が主体となって取り組む一人暮らし高齢者等の見守り訪問活動、高齢者ふれあい・いきいきサロンや子育てサロン活動、安否確認も含めた配食サービスや当事者団体の組織化などを支援する市町村社会福祉協議会の職員は、事業の拡大・複雑化により地域住民と接する機会が少なくなりつつある。

そのため、本会では、市町村社会福祉協議会と連携・協力し、地域の生活課題の解決など、地域福祉活動の充実に向けた取り組みを推進する。



高齢者ふれあい・いきいきサロン活動の推進

(2) 子育て支援事業の推進

安心して子育てできる地域づくりを目的に市町村社会福祉協議会の地域に密着したこれまでの活動を活かし、地域住民が主体的に取り組む子育てサロン活動や支援事業の推進に努める。

また、病児・病後児預かり等事業の普及・啓発等に努める。



子育てサロン活動の推進

(3) ボランティア活動の振興

市町村社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体に対し、情報提供や活動支援を行い、ボランティア活動の振興を図るとともに、災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。

(4) 地域における災害時の取り組みの強化

災害時に市町村協や関係機関・団体、地域住民が連携し、一人暮らし高齢者をはじめとする要援護者の命と安心・安全な生活を守るための防災等に向けた取り組みを強化する。

6 高齢者の元気づくり・仲間づくりなどを促進する取り組み

(1) 地域で取り組む高齢者の生きがい・元気づくり事業

今、地域は未曾有の超高齢社会を迎え、虐待や孤独死、日々の生活上の困りごとを誰にも相談できないなど、家族・地域との縁を失い孤立化する高齢者が増えている。

一方、地域で取り組まれている高齢者ふれあい・いきいきサロンでは、長寿を心から祝い喜び合う姿、人と人とが交流する人間らしい姿が見られる。

本会では、こうしたサロンなどの地域に密着した活動を高齢者がつながり支え合う拠点と位置付け、ピンシヤン体操などによる元気づくり、介護予防に取り組むとともに、一人暮らし高齢者等が抱える生活課題を集約し、関係機関、地

域住民と協働した課題解決への取り組みを全県域に普及していく。

(2) 第11回福岡県ねんりん

スポーツ・文化祭の開催

第11回を迎えた本大会を新たなスタートと位置づけ、これまでの成果を十分に踏まえ、市町村、市町村社会福祉協議会、老人クラブをはじめ、関係機関・団体と一層の協働を図り、飯塚市を主会場として、筑豊地方で開催する。



ねんりんファッションショー
(第10回福岡県ねんりんスポーツ・文化祭)

(3) 全国健康福祉祭くまもと大会(ねんりんピック熊本2011)への選手派遣

「第24回全国健康福祉祭くまもと大会(ねんりんピック熊本2011)」に多数の選手を派遣する。

7 福祉サービスの利用者の利益の保護に関する取り組み

(1) 日常生活自立支援事業の充実

福祉サービス利用者の利益の保護を目的とする本事業の役割がますます重要となっており、さらに積極的な事業実施に努める。

(2) 福祉サービス苦情解決事業の充実

福祉サービスに関する苦情解決を図ることを目的として本会に設置されている運営適正化委員会の適正な運営に努める。

(3) 介護サービス情報公表事業の実施

介護サービス利用者が適切な介護サービス事業者を選択できるよう、情報公表計画に基づき、情報の正確な公表を行い、円滑な業務

の推進に努める。

(4) 福祉サービス第三者評価事業の推進

福祉サービスの選択に有効な情報を利用者に提供するとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことを目的とした本事業の推進に努める。

(5) 地域密着型サービス外部評価事業の実施

認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の地域密着型サービス外部評価実施機関として、事業者のサービスの質の向上を目的とする評価事業の円滑な実施に努める。

8 社会福祉協議会等関係団体の支援に関する取り組み

(1) 適正な法人会計事務の支援

市区町村社会福祉協議会が会計の原則に沿った適正な会計事務を行えるよう、研修会等の実施を通して支援に努める。

特に、見直しが進められている社会福祉法人会計基準については、適宜情報収集、提供を行う。

(2) 民生委員児童委員活動の支援

県民生委員児童委員協議会との連携を強化し、地域福祉活動推進の担い手としての民生委員児童委員活動を支援する。

9 広報活動の充実

(1) 広報活動の充実

本会情報誌「ふくおかのふくし」については、社会問題・地域課題の多様化を踏まえ、単なる情報提供にとどまらない積極的な課題提起を含めた誌面づくりに努める。

また、地域福祉推進のための「社協通信」、子育て支援情報誌「ふくすく」、高齢者の生きがい・元気づくり推進のための「いきいきサロンかわら版」、障害者福祉推進のための「障害者福祉情報」、本会ホームページ「ふくふくネット」の内容充実にも努める。

全国身体障害者施設協議会会長に日野 博愛 会長 全国社会福祉施設経営者協議会副会長に森田 公一 会長が就任

全国施設協議会の平成 23・24 年度の役員改選が行われ、次のとおり福岡県の会長が全国の正副会長に選任されました。

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| ・全国身体障害者施設協議会会長 | 日野 博愛 (福岡県身体障害者施設協議会会長) |
| ・全国社会福祉施設経営者協議会副会長 | 森田 公一 (福岡県社会福祉施設経営者協議会会長) |
| ・全国乳児福祉協議会副会長 | 平田ルリ子 (福岡県乳児院協議会会長) |
| ・全国母子生活支援施設協議会副会長 | 渡辺 英秋 (福岡県母子生活支援施設協議会会長) |
| ・全国社会就労センター協議会副会長 | 上田 正勝 (福岡県社会就労センター協議会会長) |
| ・全国保育協議会副会長 | 万田 康 (福岡県保育協議会会長) |

経営体制強化のため副会長を増員

福岡県社会福祉協議会では、去る、平成 23 年 5 月 23 日に開催された第 246 回理事会・第 146 回評議員会で、従来の社会保障・社会福祉制度だけでは対応することが困難となっている県民生活の諸課題に対応し、経営体制の強化を図ることを目的として、副会長を増員することが決定し、隈本 英臣 前常務理事が選任されました。また、社会福祉施設・団体代表の副会長として原 嘉伸 福岡県老人福祉施設協議会会長が選任されました。

併せて、6 月 1 日からの常務理事として、富安 節子 前福岡県新社会推進部長が平山 良明 会長から指名されました。

なお、6 月 1 日以降の役員体制は次のとおりです。

役職名	氏 名	所 属・役 職
会 長	平山 良明	西部ガス株式会社相談役
副 会 長	名和田 新	福岡県立大学学長
〃	原 嘉伸	福岡県老人福祉施設協議会会長
〃	本田 正寛	福岡市社会福祉協議会会長
〃	江頭 貞元	飯塚市社会福祉協議会会長
〃	隈本 英臣	前福岡県社会福祉協議会常務理事
理 事	日野 博愛	福岡県身体障害者施設協議会会長
〃	万田 康	福岡県保育協議会会長
〃	森田 公一	福岡県社会福祉施設経営者協議会会長
〃	執行 利孝	福岡県民生委員児童委員協議会会長
〃	金堂 正芳	福岡県身体障害者福祉協合理事長
〃	山崎 吉春	福岡県老人クラブ連合会会長
〃	山崎 安則	福岡県ボランティアセンター運営委員会委員長
〃	芳賀 晟壽	北九州市社会福祉協議会会長
〃	末崎 亨	糸島市社会福祉協議会会長
〃	花田 兎一	篠栗町社会福祉協議会会長
〃	橋本 政孝	久留米市社会福祉協議会会長
〃	境 洋一	大木町社会福祉協議会会長
〃	高 敏昭	遠賀町社会福祉協議会会長
〃	服部誠太郎	福岡県福祉労働部長
常務理事	富安 節子	前福岡県新社会推進部長
監 事	吉岡 正憲	福岡県済生会常務理事
〃	河内 信行	西日本新聞民生事業団事務局長
〃	南里 勝利	福岡商工会議所常務理事

福岡県社会福祉協議会 社会福祉施設委員会 正副委員長が交代しました。

去る、4 月 12 日に開催された社会福祉施設委員会で、次のとおり正副委員長が交代しました。

- | | | |
|-------|-------|------------------|
| ・委員長 | 原 嘉伸 | (老人福祉施設協議会会長) |
| ・副委員長 | 日野 博愛 | (身体障害者施設協議会会長) |
| ・副委員長 | 森田 公一 | (社会福祉施設経営者協議会会長) |

様々な研修を実施しています

種ごとの専門研修、資格取得のための研修など様々な研修会を実施しています。

研修名		開催時期	目的と内容	対象者
12	在宅福祉担当職員研修	9月中旬		県内社会福祉法人が経営する老人福祉施設、市町村社会福祉協議会の通所介護事業所
13	事務職員研修	8月上旬	「社会福祉法人会計基準」の具体的な事務処理など職務遂行に必要な専門的知識を学ぶ。	県内社会福祉法人が経営する施設・事業所等において会計管理等の事務処理に従事する職員
14	ホームヘルパー現任者研修	9月中旬	職務遂行に必要な専門的知識等を学ぶ。	県内社会福祉法人が経営する訪問介護事業所のホームヘルパー
15	訪問介護適正実施研修	A日程 6月 9日・15日 B日程 6月10日・16日 C日程 6月17日・24日 D日程 6月22日・28日 E日程 6月23日・29日	サービス提供責任者として、職務遂行に必要な専門的知識及び技術を学ぶ。	指定訪問介護事業所におけるサービス提供責任者

(3) 技術・専門別研修

社会福祉の職場に必要な技術やテーマを、事例やデータ等から学びます。

研修名		開催時期	目的と内容	対象者
16	処遇記録研修 ＜高齢者分野＞	A日程 6月14日 B日程 6月17日	施設職員が施設利用者の処遇を記録する際の専門的知識・技術（記録の目的、ポイント、視点の捉え方、文章の書き方、介護記録の書き方等）を学ぶ。	県内介護老人福祉施設・介護老人保健施設・グループホームの職員
17	処遇記録研修 ＜障害者分野＞	11月中旬		県内障がい者福祉施設・事業所の職員
18	施設職員を対象としたケアプラン研修 (特養・老健・有料)	8月下旬	施設職員等がケアマネジメントの重要性を改めて認識し、支援のあり方を振り返り、ケアの向上を目指すことを学ぶ。	県内介護老人福祉施設・介護老人保健施設・グループホーム・介護付き有料老人ホームの職員
19	施設職員を対象としたケアプラン研修 (グループホーム)	A日程 6月28日 B日程 7月 6日 C日程 7月12日	施設職員等がケアマネジメントの重要性を改めて認識し、支援のあり方を振り返り、ケアの向上を目指すことを学ぶ。	県内介護老人福祉施設・介護老人保健施設・グループホーム・介護付き有料老人ホームの職員
20	労務管理研修	9月下旬	職員の定着に向けた取り組みや課題等を学ぶ。	県内社会福祉施設・事業所の理事長・施設長・事務長・管理職等
21	感染症予防研修	夏期：6月21日 冬期：11月上旬	夏期における細菌性・ウィルス性食中毒、冬期におけるノロウィルス、インフルエンザ等の感染症の予防対策等を学ぶ。	県内社会福祉施設・事業所の役職員

福祉サービスの向上を目指して

福岡県社会福祉協議会では、社会福祉施設等に従事しているの方々を対象とした幅広い階層別研修や社会福祉施設の種別、職

1 社会福祉施設役職員研修

(1) 階層別研修

新任職員の方から管理職の方まで、役職に応じた研修です。

研修名	開催時期	目的と内容	対象者
1 新任職員研修	A日程 5月10日・17日 B日程 5月11日・18日 C日程 5月12日・19日 D日程 5月13日・25日	社会人として仕事を円滑に進めていくために求められる基本的知識と技術を学ぶ。	県内社会福祉法人（社協含む）の職員（経験年数の目安：2年未満）
2 基礎研修	A日程 7月8日・14日 B日程 7月15日・29日	中堅職員に必要な知識や技術、利用者と援助者との関係形成に必要なコミュニケーションの基本的考え方や実践のための技術について学ぶ。	県内社会福祉法人（社協含む）の職員（経験年数の目安：2年以上5年未満の勤務経験を有する職員）
3 課題研修	A日程 5月26日・6月2日 6月9日 B日程 5月27日・6月3日 6月10日 C日程 6月1日・8日 6月15日	職員を指導するにあたり必要な知識（部下指導の必要性、職場の現状分析、OJTの定義・展開の手順、OJT計画表の作成方法）などを学ぶ。	県内社会福祉法人（社協含む）の職員（経験年数の目安：5年以上10年未満の勤務経験を有する職員で、指導する立場にある職員）
4 管理系研修	8月下旬	社会福祉事業及び社会福祉法人経営に必要な専門的知識等を学ぶ。	県内社会福祉法人（社協含む）の理事長及び法人運営に携わる役職員等

(2) 専門研修

社会福祉の職場に必要な技術やテーマを、種別や職種ごとに基礎から学びます。
各研修原則2日間実施予定です。

研修名	開催時期	目的と内容	対象者
5 児童福祉施設・児童館職員等研修	11月中旬	各専門職の職務遂行に必要な専門的知識等を学ぶ。	児童館・児童センター及び児童養護施設・母子生活支援施設・乳児院・児童相談所の職員
6 家庭相談員研修	6月23日	家庭児童相談員の職務遂行に必要な専門的知識を学ぶ。	家庭児童相談員、児童相談所職員及び児童福祉施設職員
7 障害者施設職員研修	12月中旬	障がい者施設職員の職務遂行に必要な専門的知識を学ぶ。	県内社会福祉法人が経営する障がい者福祉施設職員
8 生活相談員コース	8月下旬	各専門職の職務遂行に必要な専門的知識等を学ぶ。	県内社会福祉法人が経営する老人福祉施設の生活相談員
9 看護職員コース	12月上旬		県内社会福祉法人が経営する老人福祉施設の看護職員
10 介護職員コース	11月上旬		県内社会福祉法人が経営する老人福祉施設の介護職員
11 給食担当職員コース	10月下旬		県内社会福祉法人が経営する老人福祉施設の栄養士・調理員

あなたを応援します

研修名	開催時期	目的と内容	対象者
12 認知症介護実践リーダー研修 (10日間)	9月中旬～11月下旬	実践者研修で得た知識・技術を深め、施設におけるケアチームを効果的に機能させる指導者を養成する。	認知症介護実践者研修を修了した者で、介護保険施設において概ね5年以上の経験を有し、認知症介護実践者研修を修了し、1年以上経過している者

※本研修の申込みは、各市町村介護保険担当課になります。

3 その他

(1) 民生委員児童委員研修

地域でご活躍いただいている民生委員児童委員の方のための研修です。

研修名	開催時期	目的と内容	対象者
1 民生委員児童委員研修	11月中旬～12月下旬	民生委員児童委員に必要な知識や技術を学ぶ。	県北地域の民生委員児童委員及び主任児童委員

※研修の申込みは、各市町村民生委員児童委員協議会事務局になります。

(2) 資格取得試験のための準備対策講座

介護支援専門員の資格取得試験のための準備対策講座です。

研修名	開催時期	目的と内容	対象者
2 介護支援専門員実務研修受講試験準備講習会 (6日間 模擬試験含む)	7月上旬～9月上旬	「介護支援専門員実務研修受講試験」の受験にあたって必要な専門的知識を学ぶ。	介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格者

(3) 福祉・介護人材育成就業促進事業

介護関係の無資格者の失業者を、派遣会社を通じて、県内の社会福祉施設に「介護補助員」として派遣するとともに、「**ホームヘルパー養成研修2級課程修了**」の資格を取得してもらうことで、介護職員としての就労に結びつけていこうとするものです。

★福祉・介護分野で働きたい人に3つのメリット

- ① はじめは、介護補助の仕事（6ヶ月間）からです。
- ② 受講料無料で、介護の資格を取得できます。
- ③ 派遣期間終了後、派遣先施設と合意した場合、施設職員として採用されます。

★職員を雇いたい社会福祉施設に3つのメリット

- ① 派遣料金なしで、6ヶ月間、労働者を派遣します。
- ② 派遣期間中に、介護の資格を取得してもらいます。
- ③ 派遣開始前に、派遣予定者の面接・書類審査もできます。

研修名	開催時期	目的と内容	対象者
3 ホームヘルパー養成研修 2級課程 (講義・演習17日間、実習4日間)	9回 5月11日 ～6月16日 10回 8月上旬～10月上旬 11回 11月上旬 ～12月中旬	介護関係の無資格者の失業者を、派遣会社を通じて、県内の社会福祉施設に「介護補助員」として派遣するとともに、「ホームヘルパー養成研修2級課程修了」の資格を取得してもらうことで、介護職員としての就労に結びつける。	介護関係の無資格者である失業者で、人材派遣会社を通じて6ヶ月間施設で介護補助業務に従事する者

※対象者は、介護資格のない失業者の方です。本事業のお問い合わせは事務局までお尋ねください。

★研修のお申込み方法★

上記研修については、研修開催日の1ヵ月位前に関係先へ郵送でご案内しますので、指定様式でお申込みください。

なお、研修名・内容・日程等は全て予定となっております。今後変更の可能性もありますので、随時事務局までご確認ください。

問合せ先

福岡県社会福祉協議会 研修部研修課

TEL 092-584-3401 FAX 092-584-3402

資格取得をめざす

2 資格取得研修

(1) 身体拘束廃止推進研修

研修名	開催時期	目的と内容	対象者
1 身体拘束廃止推進員養成研修（3日間）	7月上旬～10月上旬	身体拘束廃止に関する必要な専門的知識と技術を学ぶ	介護保険施設及び介護付有料老人ホームの介護主任等、身体拘束廃止の取組を施設内で指導的立場から推進することができる職員
2 身体拘束廃止看護職員研修（3日間）	10月下旬～11月下旬		介護保険施設及び介護付有料老人ホームの看護職員で、身体拘束廃止の取組を施設内で指導的立場から推進することができる職員

(2) 相談支援従事者初任者研修

研修名	開催時期	目的と内容	対象者
3 相談支援従事者初任者研修（5日間）	9月上旬～11月下旬	相談支援専門員としての必要な基礎的知識を学ぶ。	相談支援専門員及びサービス管理責任者となる者、相談支援事業に従事しようとする者、市町村及び県保健福祉環境事務所職員等

(3) 介護支援専門員研修

研修名	開催時期	目的と内容	対象者
4 介護支援専門員実務研修（7日間）	1月下旬～3月中旬	介護支援専門員として実務に就くため必要な知識や技術を学ぶ。	介護支援専門員実務研修受講試験合格者
5 介護支援専門員専門・更新研修（専門Ⅰ・更新前期5日間）	7月上旬～8月上旬	介護支援専門員として、必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力の保持、向上を学ぶ。（更新制：5年間）	介護支援専門員証の有効期限が平成24年3月31日及び平成25年3月31日までの介護支援専門員として従事したことがある方、又は従事している方
6 介護支援専門員専門・更新研修（専門Ⅱ・更新後期4日間）	10月下旬～12月下旬		
7 介護支援専門員更新研修（実務未経験者向け更新・再研修7日間）	8月下旬～10月中旬	介護支援専門員として、必要な専門的知識及び技術を学ぶ。	介護支援専門員として従事したことがない方、介護支援専門員証の有効期限が切れた方

※本研修の申込みは、福岡県介護保険課になります。

(4) 認知症介護研修

研修名	開催時期	目的と内容	対象者
8 認知症介護実践者研修（6日間）	前期 1回目 5月26日 ～6月27日 2回目 7月21日 ～8月18日 後期 1月中旬～2月上旬	認知症高齢者の処遇、介護に関する知識の習得及び技術の向上を図り、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実のために必要な知識や技術を学ぶ。	介護保険施設、事業所等に従事する介護職員、計画作成担当者に就任予定の者
9 認知症対応型サービス事業管理者研修（2日間）	前期：7月6日・13日 後期：2月中旬		認知症介護実践者研修を修了した者で、グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型通所介護事業所の管理者に就任予定の者
10 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（2日間）	前期：7月7日・8日 後期：2月下旬		認知症介護実践者研修を修了した者で、小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者に就任予定の者
11 認知症対応型サービス事業開設者研修（2日間）	前期：7月12日・15日 後期：2月下旬		グループホーム又は小規模多機能型居宅介護事業所の法人代表者

高齢者サークル紹介（民謡）

仲よし音頭で元気よく 宮田教室・中教室

今回は、明るく元気な民謡教室を紹介します。お伺いしたのは、筑紫野市の宮田教室と大野城市の中教室です。代表の石川朝雪さん（71歳）は、20代の頃に民謡を始められました。三味線奏者でもある奥さんの典子さんと二人三脚で、今では10の教室で指導されています。

「今日は、顔色がよくないね。大丈夫ね？」と生徒さんを気遣う石川さんの声に「いいえ、恋をしてやつれたのよ。」という返し。両教室の雰囲気はとても明るく、和やかでいつも冗談が飛び交っています。



中教室のみなさんです。



いつも仲の良い石川御夫婦

しゃんと伸びた背筋

中教室では、「仲良く、明るく、楽しく」をモットーとしています。その言葉通り、取材していても、自然と唄いたくなるような雰囲気でした。それぞれが、カセットレコーダーを持参し、石川さんの歌声を録音します。家での練習に役立たせるそうです。石川さんの尺八が流れ出すと、今まで冗談を言っていたみなさんの背筋がしゃんと伸びて、大きな声で唄います。9人中4人が初心者の方とは、とても思いませんでした。

練習していただけないに...

三苦唯さん（宮田教室・74歳）は、会社の定年をきっかけに民謡と三味線を始めたそうです。数々のおもしろいエピソードの中でも、川原で大声で民謡の練習をしていると、不審者と間違われて、パトカーが来たことにはびっくりされたそうです。



練習風景

唄い継がれること

荒田喜代子さん（宮田教室・91歳）は、年齢を感じさせない方で、冗談を交えながら話をしていただきました。



人生経験豊富な荒田さん

元気になりたい方は、ぜひ民謡を唄ってみませんか。

「今日も一日、つとめを終えて
民謡の集いに気がいさむ
みんな仲よし 明るく 楽し
明日の望みに 明日の望みに
チヨイト灯がともる」

石川さん作詞『仲よし音頭』

高齢者サークルに関する問合せ先

（サークル取材も承ります）

地域福祉部 生きがいづくり課

TEL 092（584）1401

お知らせ 掲示板

* 6月から7月の行事予定について紹介します。

行ってみませんか

福岡県総合防災訓練

目的

災害対策基本法、福岡県地域防災計画及び芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町の地域防災計画に基づき、地域内に災害が発生したとの想定のもと、福岡県、関係市及び防災関係機関並びに地域住民が一体となって実効性のある総合的な防災訓練を実施し、災害時における連絡協調体制の確立及び防災技術の向上や、県民に対する防災思想の普及啓発を目的とします。

日時

平成23年6月5日(日)
午前10時から午後12時20分

訓練会場

芦屋港(芦屋町西浜町)ほか

主催

福岡県、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町

問合せ先

福岡県消防防災課

TEL 092(643) 3113

募集します

社会福祉施設役職員研修

専門研修 家庭児童相談員研修

目的

家庭児童相談員及び児童福祉施設職員に対し、職務遂行に必要な専門的知識及び技術の向上を図ることを目的とします。

対象

家庭相談員、児童相談所職員及び児童福祉施設職員

開催日

会場

クロイバープラザ

春日市原町3・1・7

定員

受講料 2,000円

内容

「虐待問題を抱える親子への関わり」

※虐待問題を抱える家族への適切な支援方法を講義・演習を通して学びます。

講師

国立大学法人 九州大学大学院

人間環境学研究院

教授 松崎 佳子氏

申込・問合せ先

福岡県社協 研修部研修課

TEL 092(584) 3401

東日本大震災の被災者の皆様へ
福岡県における就職支援のご案内

被災者緊急就職相談窓口

福岡県労働政策課に「被災者緊急就職相談窓口」を新たに設置し、雇用保険制度の紹介、ハローワークへの誘導、年代別就職支援センター、障害者向けの就職支援窓口紹介、緊急雇用創出基金事業の紹介等を行います。

相談窓口

福岡県福祉労働部

労働局労働政策課

福岡市博多区東公園7番7号

県庁2階北棟

TEL 092(643) 3592

※開設時間…8時30分～17時45分

(土曜日・日曜日・祝日も受け付けます)



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

迅速で丁寧、
かつ適正なお支払い!!

社会福祉施設の事故・紛争
円満解決のために

プラン1 施設業務のための補償 (賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

①基本補償

▶補償金額

	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円
お見舞い等の各種費用	初期対応費用(期間中)	500万円
	事故初期見舞費用(1名につき)	死亡10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)
	利用者傷害死亡事故弔慰金	死亡(遺体運送障害) 100万円(78~100万円)
	利用者傷害事故見舞費用	死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)

●基本補償(A型)

保険期間1年 補償級別A級

定員	基本補償(A型)
1~50名	33,000~59,400円
51~100名	66,000~94,200円
101~150名	96,000~103,200円
151~200名	104,700~110,700円
以降1名~10名増ごと	1,500円

●見舞費用付補償(B型)

基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,400円 通所: 1,500円
-----------------	---	---

- オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
●オプション2 ●施設の医療事故補償

②個人情報漏えい対応補償

施設の利用者の個人情報が一たび漏えいし、施設(法人)に法律上の賠償責任が発生した場合の損害賠償金等を補償

③施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
○施設の現金等も補償

プラン2 施設利用者のための補償 (普通傷害保険)

①入所型施設利用者の傷害事故補償

②通所型施設利用者の傷害事故補償

▶補償金額

(10口まで加入できます)

	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	死亡保険金額の3~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	8,000円・16,000円・32,000円
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)

保険期間1年 補償級別A級

	定員1人1口あたり
入所型施設利用者	1,410円
通所型施設利用者	960円

③施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、2-①、②の普通傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン3 施設職員のための補償 (労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

①施設の労災上乗せ補償

②施設職員の傷害事故補償

③施設職員の感染症罹患事故補償

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記をお願いします。

団体
契約者
社会福祉法人
全国社会福祉協議会

取扱
代理店
株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン (S3710-11484, 2011/2/9)

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。